

第1章 確認申請

1 削除 (H21.12.01)

2 住宅都市みどり局建築指導部 組織及び業務内容

建築指導部	建築指導課	計画係 711-4573	部内の庶務・経理・連絡調整、確認申請窓口事務 建築統計調査、長期優良住宅の認定 指定確認検査機関との連絡調整等	
		指導係 711-4575	建築基準法に基づく建築物等の許可・認定等 建築審査会	
		道路判定係 711-4584	建築基準法の道路判定 接道許可（法第43条第2項）	
	監察指導課	監察第1係 711-4719	違反建築物の措置 仮使用認定、安全計画書届出受理 違反建築物に関する関係部局との連絡・調整	
		監察第2係 711-4719	違反建築物の措置 被災建築物応急危険度判定に係る業務 建築物の定期報告	
	建築物 安全推進課	空家対策・ リサイクル係 711-4574	放置空き家対策 建設リサイクル法に伴う届出書受付事務	
		耐震化促進係 711-4580	福岡市耐震改修促進計画 建築物の耐震化に係る情報提供、相談及び支援	
	建築審査課	建築係 711-4577	建築物及び工作物の 確認審査・検査 建築物の福祉環境整備に係る審査及び検査	東区、博多区、南区
		建築福祉係 711-4774		中央区、城南区、 早良区、西区
		構造係 733-5421	建築物・工作物に係る構造審査	
		設備係 711-4583	建築設備・昇降機等の確認及び検査等	
	建築調整課	建築調整第1係 711-4777	中高層建築物、ワンルーム形式集合建築物及び特定集合住宅の相談・指導・調整等 まちなみのルールづくり（建築協定）支援	中央区、城南区、 早良区、西区
		建築調整第2係 711-4581		東区、博多区、南区
		拡幅推進係 711-4586	狭あい道路拡幅整備事業の推進及び関係部局との 連絡・調整、道路位置指定	
	開発・盛土指導課	開発指導第1係 711-4588	開発許可申請等の審査・調査・検査・指導 開発審査会	東区、博多区、 城南区、早良区
		開発指導第2係 711-4587		中央区、南区、西区
		盛土指導第1係 707-3902	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定等	
		盛土指導第2係 707-3902		

3 確認申請を要する建築物等一覧

法 令		用 途 ・ 構 造	規 模	工事種別
法第6条 第1項、 第2項	一 号	劇場、映画館、演芸場、観覧場 公会堂、集会場 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る） ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍 児童福祉施設等（令第19条参照） 学校、体育館 博物館、美術館、図書館 ボーリング場、スキー場、スケート場、 水泳場又はスポーツの練習場 百貨店、マーケット、展示場、 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合 料理店、飲食店、物品販売店舗 （床面積10㎡以内のものを除く） 倉庫 自動車車庫、自動車修理工場 映画スタジオ、テレビスタジオ 等の特殊建築物	その用途に供する 部分の床面積の合 計が200㎡を超 えるもの	建築（新築、増築、 改築、移転。ただし 防火、準防火地域以 外で10㎡以下の増築、 改築、移転を除く） 大規模の修繕 大規模の模様替え 特殊建築物への用途 変更
	二 号	大規模の建築物	階数2以上、又は 延べ面積が200㎡ を超えるもの	増築の場合は、増築 後の床面積による
	三 号	一～二号以外の建築物 （都市計画区域若しくは準都市計画区域外 は除く）		建築（防火、準防火 地域以外で10㎡以下 の増築、改築、移転 を除く）

確認を要する工作物 1

法 令	用 途 ・ 規 模 等
法第88条第1項 令第138条第1項	高さが6 mを超える煙突（ストーブの煙突を除く） 高さが15mを超えるRC柱、鉄柱、木柱の類（旗竿、架空電線路用、並びに電気事 業者の保安通信設備用を除く） 高さが4 mを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔の類 高さが8 mを超える高架水槽、サイロ、物見塔の類
令第138条第2項	高さが2 mを超える擁壁 観光用の乗用エレベーター、エスカレーター 高架の遊戯施設 ウォーターシュート、コースター等 原動機により回転運動をする遊戯施設 メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔等

確認を要する工作物 2（用途規制対象工作物）

下記表（イ）欄の施設を（ロ）欄の地域において築造しようとする場合は、法第88条第2項の規定に基づき確認申請が必要となるが、同時に法第48条の準用を受け築造できないので注意すること。

ただし、法第48条のただし書きによる許可を受けた場合は築造可能となる。

法 令		適用される施設の種類・規模等（イ）		適用される区域（ロ）	
法88条第2項 令138条3項	一	鉱物、岩石、土砂、コンクリート、 アスファルト・コンクリート、硫 黄、金属、ガラス、れんが、陶磁 器、骨又は貝殻の粉砕		原動機を使用するもの すべて	準工業地域、工業地域 工業専用地域を除く地域
		レディミクストコンクリートの製 造又はセメントの袋詰め		出力の合計が2.5kwを超 える原動機を使用するもの	準工業地域、工業地域 工業専用地域を除く地域
		アスファルト、コールタール、木 タール、石油蒸溜産物又はその残 りかすを原料とする製造		すべて	工業地域 工業専用地域を除く地域
	二	自動車車庫※1 a：築造面積	建築物に附属 しないもの	a > 50㎡	第1種、第2種 低層住居専用地域
				a > 300㎡	第1種、第2種 中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域
		A：同一敷地内 の建築物 （自動車車庫の 部分を除く） の面積の合計	※2 建築物に附属 するもの	a > A (A ≤ 600㎡の場合) a > 600㎡ (a ≤ 50㎡は除く)	第1種、第2種 低層住居専用地域
				a > A (A ≤ 3,000㎡の場 合) a > 3,000㎡ (a ≤ 300㎡は除く)	第1種、第2種 中高層住居専用地域
				a > A (a ≤ 300㎡は除く)	第1種、第2種 住居地域
	三	サイロ等の工作物のうち、飼料、 肥料、セメント等を貯蔵するもの		高さ8mを超えるもの	第1種、第2種 低層住居専用地域 第1種 中高層住居専用地域
	四	令138条2項に該当するもの ・観光用の乗用エレベーター、エスカレーター ・高架の遊戯施設 ・ウォーターシュート、コースター等 ・原動機による回転運動をする 遊戯施設 ・リフト、アウトバス 観覧車、飛行塔等		すべて	第1種、第2種 低層住居専用地域 第1種 中高層住居専用地域
	五	汚物処理場、ゴミ焼却場その他の 処理施設		すべて ただし、その他の処理施設 は通達S47.12.8住街発90に よる※3	都市計画区域 （第1種、第2種低層住 居専用地域、第1種中高 層住居専用地域に限る）
	六	工作物で特定用途制限地域に係る法第88条第2項におい て準用する法第49条の2の規定に基づく条例において制限 が定められた用途に供するもの			特定用途制限地域

・表の一、五に掲げる施設で建築物の敷地と同一敷地内にあるものは除外される。

・土木事業等のために一時的に使用するものは除外。

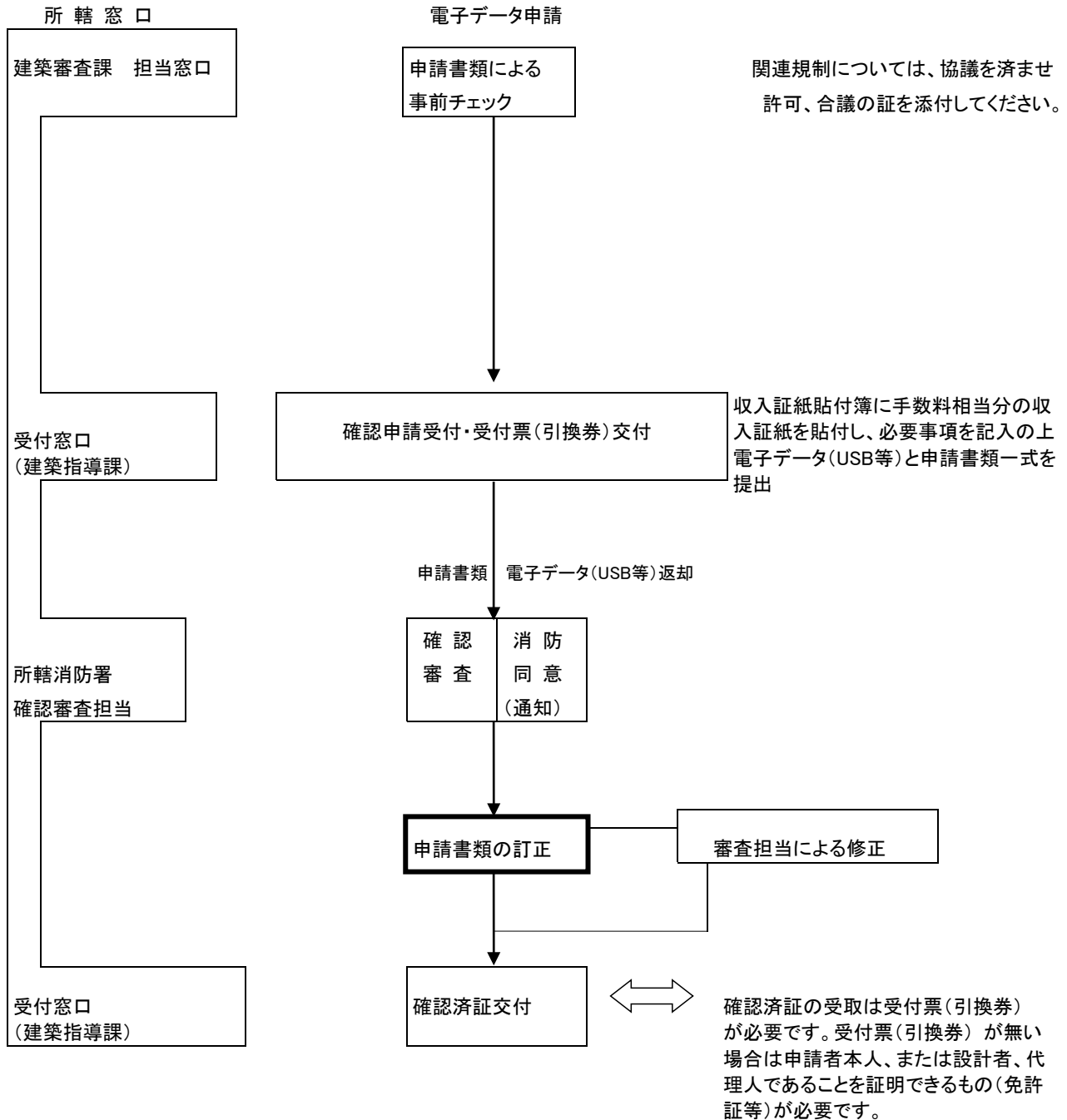
※1 第3章 総則編の立体自動車車庫の取扱い、集団規定編の「車庫の制限について」を参照のこと。

※2 附属自動車車庫において、一団地認定をうけた敷地内のものについては、別途適用規模等の指定がある。

※3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く）で1日の処理能力が5t以上のもの

4 電子データによる確認申請の流れ

確認申請の事務処理フロー



電子申請は新バージョンで作成した物件データのみ確認申請の受付が可能です。

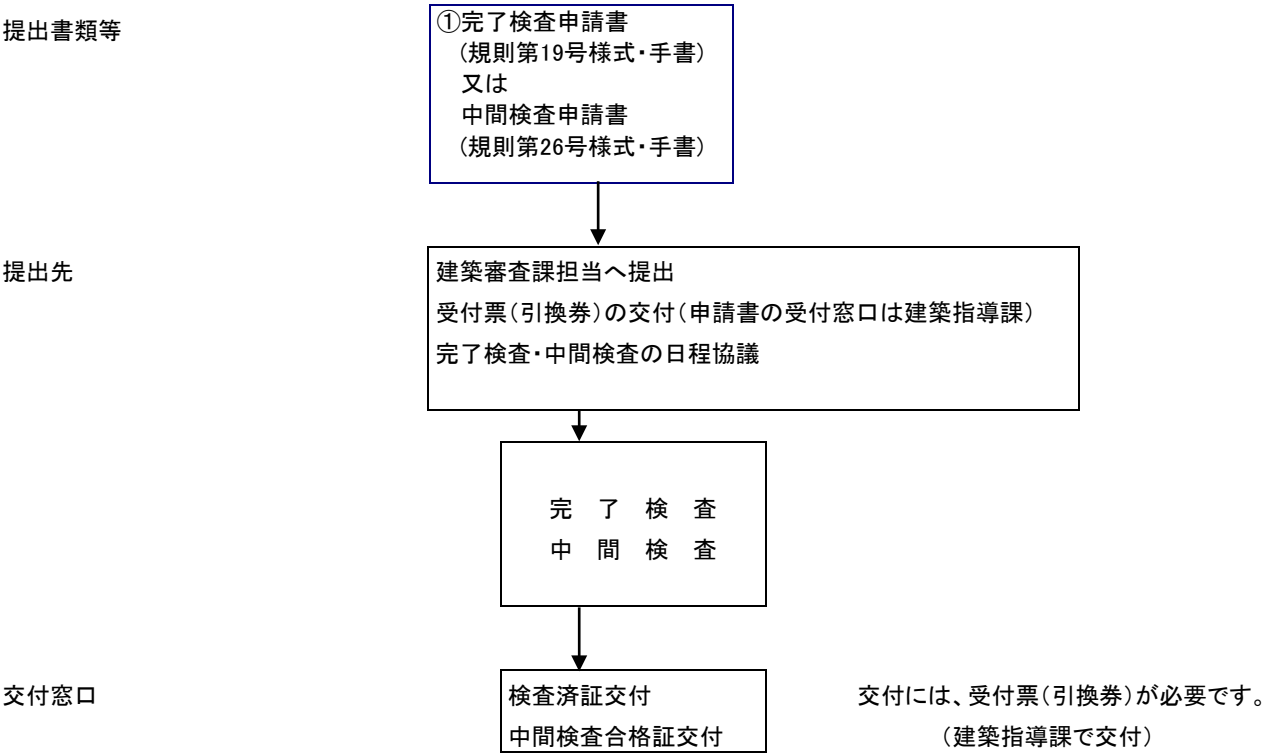
旧バージョンでの申請には対応していません。

申請書作成プログラム申し込み先

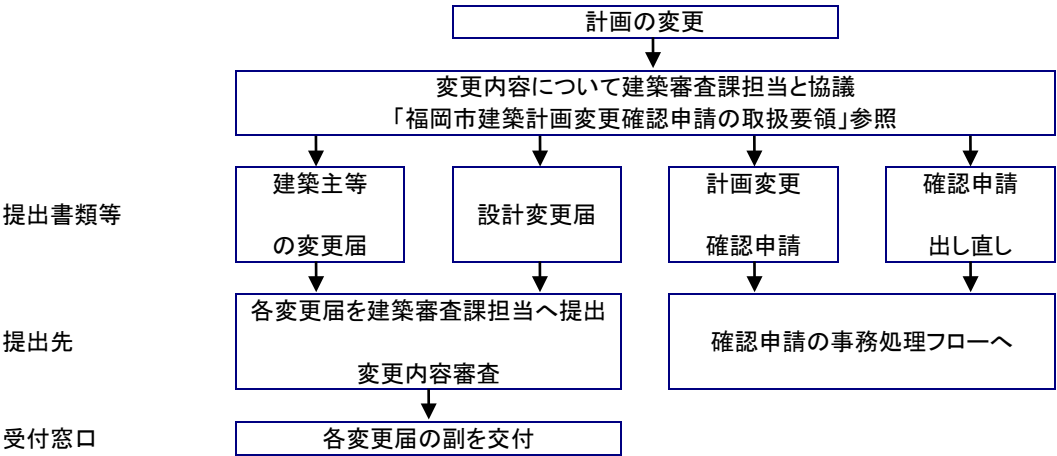
財団法人 建築行政情報センター <http://www.icba.or.jp/>

団体会員(各都道府県の建築士会、建築士事務所協会などに所属している方のための情報会員です。会員は、1年更新となります。)の場合 3,150円

完了検査申請・中間検査申請の事務処理フロー



変更が必要となる場合の変更届事務処理フロー



5 から 9 まで 削除 (H21.12.01, H29.2.15)

10 確認時に参考としている文献、技術的助言（通達）

1. 建築

タイトル	出 版 元
建築基準法質疑応答集	第1法規
・ 建築確認のための基準総則集団規定の適用事例 ・ 建築物の防火避難規定の解説 ・ 各種日本建築センター指針、解説等 ・ 改正建築基準法の解説等	日本建築行政会議 ぎょうせい・日本建築行政会議 (財)日本建築センター 新日本法規出版
・ 建築基準法集団規定関係法令通達集 ・ 建築基準法防火、防災関係法令通達集 ・ 建築基準法設備関係法令通達集 ・ 建築基準法構造関係法令通達集 ・ 誰にもわかる建築法規の手引き 1、2 ・ 問答式建築法規の実務 ・ 図解建築法規	新日本法規出版

2. 構造関係

・ 各種日本建築学会基準及び指針	(社)日本建築学会
・ 各種日本建築センター指針等 ・ 建築物の構造関係技術基準解説書	(財)日本建築センター
・ 新・建築構造問題快答集 1～4	(株)建築技術
・ 各種日本建築行政会議印刷物 ・ 構造審査・検査の運用解説	日本建築行政会議
・ 改正建築基準法 Q & A 検索システム	(財)建築行政情報センター
・ 構造設計 Q & A 集	(社)日本建築士事務所協会連合会
・ 各種構造耐震診断基準及び耐震改修指針	(財)日本建築防災協会
・ 木造軸組工法住宅の許容応力度設計 ・ 3階建て木造住宅の構造計算と防災設計の手引き ・ 3階建て混構造住宅の構造設計の手引き	(財)日本住宅・木材技術センター
・ 枠組壁工法建築物設計の手引 ・ 枠組壁工法建築物構造計算指針 ・ 小屋裏利用 3階建て枠組壁工法建築物簡易構造設計基準・同解説 ・ 3階建て 2×4 住宅設計の手引き ・ 3階建て 2×4 住宅構造計算の手引き	(社)日本ツーバイフォー建築協会

3. 設備

建築設備設計、施工上の運用指針	(財)日本建築設備・昇降機センター
新・排煙設備技術指針	(財)日本建築センター
浄化槽の設計・施工上の運用指針	(財)日本建築センター
ガス機器の設置基準及び実務指針	(財)日本ガス機器検査協会
昇降機技術基準の解説	(財)日本建築設備・昇降機センター
遊技施設技術基準の解説	(財)日本建築設備・昇降機センター